

# 兵庫県公報

令和7年8月1日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○くろまぐろ（大型魚）に関する令和7年管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（水産漁港課）	1

## 告 示

### 兵庫県告示第718号の2

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項に基づき、くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における数量を次のように変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

23.6トン

2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県日本海くろまぐろ漁業	18.2トン
兵庫県その他くろまぐろ漁業	3.6トン

#### 第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

27.7トン

2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県くろまぐろ漁業	17.0トン
兵庫県その他沿岸漁業	10.7トン